

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【地域の人口構造】

本市の人口は、2004（平成 16）年の 339,248 人をピークに減少傾向にある。東日本大震災直後は、急激な人口減少の反動からしばらくは回復基調にあったが、2016（平成 28）年度から再び減少傾向となっており、震災の影響を踏まえた将来人口推計として、2040 年には 265,374 人となると予測している。

特に、若年層の転出と出生率の低下が顕著であり、安定した雇用の確保や地域経済活動等に与える影響が懸念されている。

また、年齢 3 区分別人口における生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）の割合は、福島県全体に比べ高いものの、全国的な少子化、首都圏等への人口流出の影響により、本市でも減少傾向となっている。「郡山市人口ビジョン」で示した将来展望人口における構成割合の推計は、生産年齢人口は 2015（平成 27）年の 61.0%から、2025 年は 57.3%へ、年少人口は 2015（平成 27）年の 12.5%から、2025 年は 12.0%となっており、長期的な減少が予測されている。

なお、現在、本市及び近隣 16 市町村において、新たな広域連携制度である連携中枢都市圏の形成を目指しているが、「こおりやま広域圏」17 市町村の総人口は、2000（平成 12）年の 689,566 人をピークに、2020（令和 2）年で 629,144 人まで減少している。中心市である本市の広域圏における人口シェアは、2000（平成 12）年の 48.5%から、2020（令和 2）年には 52.0%とその割合が年々増加しており、広域圏における本市の使命と役割はますます大きくなっている。

【産業構造】

本市は、安積開拓や安積疏水の開さく、また、東北新幹線や東北・磐越自動車道など高速交通網の整備により、農業・商業・工業がバランスよく発達し、年間商品販売額（2021（令和 3）年）は 1 兆 4,014 億円で県内 1 位（東北 2 位）、製造品等出荷額（2021（令和 3）年）は 6,467 億円で県内 2 位（東北 3 位）、さらに米の収穫量も県内 1 位を誇るなど、ヒト・モノ・情報が行き交う経済県都として発展を続けている。

また、本市の産業別従業者数の構成（2021（令和 3 年）年経済センサス）としては、卸売業・小売業が 22.4%と最も高く、次いで医療・福祉 12.9%、製造業 12.4%、その他サービス業 10.7%と続いている。また、その他サービス業の比率は福島県や全国と比べて高くなっており、住民生活を豊かで快適にするための多様な業種が発展する都市的な産業構造となっている。

さらに、付加価値額としても、飲・食料品小売業、医療業、飲食サービス業、その他小売業、娯楽業などの内需産業が上位を占めており、成熟した消費生活の実態が垣間見られる一方、インバウンドにつながる宿泊業や、外部マーケットに対して付加価値の高い製造業や情報通信業、農林業等での「稼ぐ力」が比較的弱く、これらを向上させることが求められている。

また、震災後には復興支援策の一環として、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所、ふくしま医療機器開発支援センターが立地し、中小企業者を含む地元企業とのマッチングを進めているところである。

なお、「こおりやま広域圏」における産業構造としては、本市、須賀川市を中心として、卸・小売業や製造業の集積が進み、製造品出荷額等は、県全体の 33.8%、年間商品販売額（卸売業）は、県全体の 48.7%を占めるなど、本県産業の先導的拠点地域となっている。東日本大震災によりあらゆる産業が大きな打撃を受けたが、震災後、広域圏域全体としても、景気は徐々に持ち直しており、雇用に関しても、震災復旧関連求人の増加等により企業立地の推進及び改善の動きがみられる。

【中小企業者の実態】

本市内企業の 99%を占める中小企業（※郡山市内企業 15,355 社中、中小企業 15,227 社）は、地域経済と雇用を支える重要な存在であるが、地方を取り巻く少子高齢化・人口減少、景気拡大基調に伴う人手不足が顕著であり、特に東京圏への流出が著しい若年層の確保に苦慮している。

また、急激な産業構造の変化に加え、消費者ニーズの多様化、グローバル競争の激化、さらには、東日本大震災及び原子力災害の影響など、中小企業の置かれている環境は大変厳しい状況にあり、先行きが非常に不透明である。

一方、2023（令和 5）年に郡山商工会議所が実施した経営実態アンケートによると、コスト上昇に対する価格転嫁について、仕入れ・原材料費で約 5 割、人件費・エネルギー費は約 6 割が売価に転嫁できていないなど、事業規模が小さい事業者ほど価格交渉においても課題を抱える状況にある。

なお、東日本大震災及び原子力災害による風評により、売上・利益が減少している事業者も多く、郡山市内では延べ 19,700 件の損害賠償が東京電力から支払われ、損失を補てんしてきたが、損害賠償の打ち切りにより、多くの廃業が危惧されるという課題もある。

（2）目標

「（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等」で記述した課題の解決のため、まず、人口対策については、「郡山市人口ビジョン」（2020（令和 2）年改訂版）において、「子育て世代の純移動率」及び「合計特殊出生率」の改善により、将来的にも人口 30 万人規模を維持することが、福島県の中核都市である

本市の使命であると考えており、本市市政運営の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」（2018（平成 30）年 4 月スタート）の後期見直しでは、目標年度である 2025 年においては、推計人口 311,868 人に対し、将来展望人口として 321,734 人を目指している。

特に、産業の振興、中でも中小企業者の振興対策については、前述のような、本市における中小企業消滅や地域経済衰退の危機を乗り越えるため、地域社会が中小企業・小規模企業の重要性を再認識し、構成する様々な主体が連携・協力することにより、中小企業・小規模企業の努力と創意工夫のもと、成長発展、事業の持続的な発展のための施策を推進し、市民生活の向上、地域社会の活性化を図ることとしている。

また、本市では、2017（平成 29）年 3 月に「郡山市中小企業及び小規模企業振興条例」を制定するとともに、本市最上位計画「郡山市まちづくり基本指針」における「大綱Ⅰ 産業・仕事の未来」の実現へ向け、官民連携のもと、各種施策の推進を図っていく必要がある。

これらを踏まえ、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の中小企業者が、「第 4 次産業革命」や「Society5.0（超スマート社会）」など、新しい時代の潮流に対応するとともに、我が国を取り巻く人口減少や少子高齢化、グローバル競争の激化をはじめとする厳しい経済環境を勝ち抜く力を身につけることを目指すこととする。

また、本市事業者の 99%を占める中小企業者が力をつけることにより、従業員の所得や働き方をはじめとする市民の生活レベルが向上するほか、本市の産業振興が図られ、「郡山市中小企業及び小規模企業振興条例」で定めた「豊かで活力ある郡山」、さらには、「郡山市まちづくり基本指針」における「大綱Ⅰ 産業・仕事の未来」の実現を目指していく。

これらを実現するために、計画期間中に 50 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

本市においては導入促進基本計画を、事業者においては先端設備等導入計画を策定し、特に、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所やふくしま医療機器開発支援センターなど最先端の研究機関との連携を図るとともに、AI や IoT、ロボットなどの導入も促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

卸売業・小売業、製造業、医療・福祉をはじめ、商工業がバランスよく発達している本市の特長をさらに伸ばし、本市の中小企業者による幅広い取組を促すことで、本市産業のさらなる振興を図るため、先端設備等の種類については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備とする。（特に、最先端の研究機関との連携を図るとともに、AI や IoT、ロボットなどの導入を推奨する。）

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

本市は、全国の市で 61 番目の広さを誇る広域都市であるとともに、1965（昭和 40）年の合併時の旧町村における各商工会が存在し、各地域の拠点などに中小企業等が数多く活動している。これら本市の中小企業者による幅広い取組を促すことで、本市全域の産業振興を図るため、本市内における全ての地域を対象とする。

（2）対象業種・事業

卸売業・小売業、製造業、医療・福祉をはじめ、商工業がバランスよく発達している本市の特長をさらに伸ばし、本市の中小企業者による幅広い取組を促すことで、本市産業のさらなる振興を図るため、本市内における全ての業種を対象とする。

また、本市中小企業者の AI や IoT、ロボットなどの導入・活用することによる、膨大なデータの分析・解析、新商品の開発、海外への販路開拓、業務の改善・効率化など、生産性向上に向けた幅広い取組を促すため、労働生産性の年率 3 % 以上向上に資すると見込まれる事業であれば、全ての事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の 2 年間

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間を 3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本市は、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安

定に配慮する。

また、本市は、認定等に対して、中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。